

〔裏〕

御奉加所義元(皇山)貳萬疋、金剛院春遍・一和尚・二和尚・實相院快圓・泉藏坊快遍・慈光坊快勝・來藏坊・光泉坊快尊・寶乘坊徹遍・蓮花院快善・泉養坊・來福坊・慶覺坊・神主宗次十五貫文(下略)。

五月朔日。能登守護皇山義元、隱岐統朝をして、山城祇園社寶壽院にその巻數等を贈れるを謝せしむ。

【八坂神社文書】 山城

一一六八

又各への御卷數・御守申聞候。何以目出頂戴祝著候。能々心得、自私可申入旨候。將又私へ御卷數・御守并五明壹本下給候。過分至極畏入候。何様旁連々可申述候。如仰當年祝儀雖事舊候、毎事御満足珍重候。就中屋形(皇山義元)の御卷數并御守、則申聞候。目出頂戴祝著候旨候。尤以書狀雖可被申候、歡樂養性半候間無其儀候。仍千疋京著被進之候。彌御祈念本望之由、自私能々可申入旨候。委細山本殿へ令申候。旁期後信之時候。恐々謹言。

〔永正十二年〕
五月朔日

寶壽院御報

統朝 在判

隱岐藤四郎(顯明寺)

寶壽院御報(上書)

統朝

五月二日。後柏原天皇、河北郡傳燈寺を勅願寺とし給ふ。

【傳燈寺文書】 河北郡

一一六九

當寺事、爲勅願寺來際可奉祈寶祚延長者。天氣如此。悉之以狀。

永正十二年五月二日

甘露寺伊勢(甘露寺伊勢) 左中辨 在判

傳燈寺住持

【傳燈寺文書】

一一七〇

仰永正十二、五、二
でんどう寺ちよくぐん寺の事、くはしくきこしめし候。りんしをなされ候。御いのりの事、せいゝをいたし候べ

きよし、よくまさちかのおそんニ、なをくかたく申つけられ候べきよし申とて候(攝津政親)。

日ろはし中納言どのへ(守光)

【傳燈寺文書】

一一七一

傳燈寺勅願寺事、内々被申入候趣、令奏聞候之處、如此女房奉書候。珍重候也。恐々謹言。

五月二日(永正十二年)

廣橋(廣橋) 守光

攝津守殿(攝津政親)

【傳燈寺文書】

一一七二

御家門御寺賀州小坂傳燈寺、今度勅願寺之儀御申沙汰而勅許之旨可被存知之者也。仍執達如件。

五月七日(永正十二年)

法性寺觀世

【傳燈寺文書】

一一七三

加州傳燈寺、爲勅願寺上者、任血脈相授并寺衆請狀之旨

易袈裟衣之色、可令住持者也。

八月十二日(永正十二年)

足利義種(足利義種) 在判

傳燈寺方丈

五月二十日。本願寺繪旨を奉じて、山城泉涌寺安樂光院がその院領江沼郡横北郷を直務することを國人に沙汰す。

【守光公記】

一一七四

仰永正十二、二、二

あんらく光院りやうよこ北の事は、せんゆう寺のぶぎやう、りんしを申いだし候つる。そのうち一みちもきこしめし候はず候。いかゞ候事候やらん。きとあひたづねられ候て、申され候べく候よし申とて候(奉行)。

日ろはしの中納言どのへ(守光)

【守光公記】

一一七五

就安樂光院領賀州横北郷事、爲袈裟裏様御門跡様被仰越之間、涯分國人堅被申付候。重々無疎略申談候趣可預